

項目及び法令	事項	確認
届出書及び添付図面 (施行規則第1条)	路外駐車場設置（変更）届出書	
	路外駐車場の位置を表示した縮尺 1 万分の 1 以上の地形図	
	次に掲げる事項を表示した縮尺 200 分の 1 以上の平面図	
	① 路外駐車場の区域	
	② 路外駐車場の自動車の出口及び入口、自動車の車路その他の主要な施設（建築物の内部にあるものを除く。）	
	③ 路外駐車場の附近の道路並びにその道路内の駐車場法施行令第7条第1項に規定する道路の部分及び橋	
	建築物である路外駐車場の場合は、縮尺 200 分の 1 以上の各階平面図並びに 2 面以上の立面図及び断面図	
自動車の出口及び入口 (道路交通法第44条及び施行令第7条)	自動車の出口及び入口は適正か	
	① 交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂又はトンネルにない。	
	② 交差点の側端又は道路のまがりかどから 5m 以内の部分にない。	
	③ 横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ前後に 5m 以内の部分にない。	
	④ 安全地帯が設けられている道路の当該安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ前後に 10m 以内の部分にない。	
	⑤ 乗合自動車の停留所、トロリーバス若しくは路面電車の停留場を表示する標示柱又は標示板が設けられている位置から 10m 以内の部分にない。（当該停留所又は停留場に係る運行系統に属する乗合自動車、トロリーバス又は路面電車の運行時間中に限る。）	
	⑥ 踏切の前後の側端からそれぞれ前後に 10m 以内の部分にない。	
	⑦ 横断歩道橋（地下横断歩道を含む。）の昇降口から 5m 以内の道路の部分にない。	
	⑧ 幼稚園、小学校、特別支援学校、保育所、知的障害児通園施設、肢体不自由児通園施設、情緒障害児短期治療施設、児童公園、児童遊園又は児童館の出入口から 20m 以内の部分にない。（当該出入口に接したさくのある歩道がある道路、及び当該出入口に接した歩道があり、かつ、縁石線又はさくその他これに類する工作物によって車線が往復の方向別に分離されていない道路の場合は、当該出入口の反対側及びその左右 20m 以内の道路の部分を含む。）	
	⑨ 橋にない。	
⑩ 幅員が 6m 未満の道路にない。		

項目及び法令	事項	確認
出口及び入口 （道路交通法第44条 及び施行令第7条）	⑪ 縦断勾配が10%を超える道路にない。	
	⑫ 前面道路が2以上ある場合、自動車の出入口が自動車交通に支障を及ぼす恐れのない道路に設けられている。	
	※ ただし、歩行者の通行に著しい支障を及ぼす恐れがある場合、その他特別の理由があるときは、この限りではない。	/
	⑬ 駐車のために供用する部分の面積が6,000㎡以上の場合、出口と入口が分離構造であり、かつ、道路に添って10m以上離れている。	
	※ ただし、縁石線又はさく等これに類する工作物によって前面道路の車線が往復の方向別に分離されているときは、この限りではない。	/
	⑭ 必要がある時は、自動車の回転を容易にするためにすみ切りをしている。	
	⑮ すみ切りを設置する場合は、切取線と自動車の車路とのなす角度及び切取線と道路とのなす角度が等しいことを標準とし、かつ、切取線の長さは、1.5m以上ある。	
	⑯ 当該出口から2m（自動二輪車専用車路の場合、1.3m）後退した車路の中心線上1.4mの高さから、道路の中心線に直角に向かって左右にそれぞれ60度以上の範囲内で、当該道路を通行する者の存在が確認できる。 ※ ①～⑪の規定は、出入口を次に掲げる道路又はその部分に設ける路外駐車場で、国土交通大臣が出入口を設ける道路の円滑かつ安全な交通の確保に支障がないと認めるものについては、適用しない。 1 ①②④⑤に掲げる道路の部分（①については交差点の側端及びトンネルに限る） 2 橋 3 幅員が6m未満の道路 ※ ⑫～⑮の規定は、出入口を道路内に設ける場合は、適用しない。	
車路 （施行令第8条）	円滑かつ、安全に走行できる車路がある。	
	幅員が5.5m（自動二輪車専用車路の場合、3.5m）以上ある。 ※ただし、一方通行の場合は、3.5m（自動二輪車専用車路の場合、2.25m）（当該道路に接して駐車料金の徴収施設があり、かつ、歩行者の通行の用に供しない箇所は、2.75m（自動二輪車専用車路の場合、1.75m））以上とすることができる。	
特殊の装置 （施行令第15条）	特殊の装置を用いている。	
供用時間等の明示 （施行令第17条）	路外駐車場の利用者が見やすい場所に、供用時間及び駐車料金の額が明示されている。	

項目及び法令	事項	確認
車路 (施行令第8条)	適正な構造の車路がある。	
	① はり下の高さが、2.3m以上ある。	
	② 屈曲部（ターンテーブルを設けているものを除く。）を、自動車が5m（自動二輪車専用車路の場合、3m）以上の内のり半径で回転できる。	
	③ 傾斜部の縦断勾配が、17%を超えていない。	
	④ 傾斜部の路面を、粗面又はすべりにくい材料で仕上げている。	
はり下の高さ (施行令第9条)	駐車のために供用する部分のはり下の高さが、2.1m以上ある。	
避難階段 (施行令第10条)	直接地上へ通ずる出入口のある階以外の階に駐車のために供用する部分がある場合、建築基準法施行令に規定する避難階段又はこれに代る設備を設けている。	
防火区画 (施行令第11条)	給油所その他の火災の危険のある施設を附置する場合、当該施設と当該路外駐車場とを、耐火構造の壁又は特定防火設備によって区画している。	
換気装置 (施行令第12条)	内部の空気を床面積1㎡につき毎時14㎡以上直接外気と交換する能力を有する換気装置を設けている。 ※ ただし、窓その他の開口部を有する階でその開口部の換気に有効な部分の面積がその階の床面積の10分の1以上であるものについては、この限りでない。	
照明装置 (施行令第13条)	①及び②に定める照度を保つために必要な照明装置を設けている。	
	① 車路の路面の照度が、10ルクス以上ある。	
	② 駐車のために供する部分の床面の照度が、2ルクス以上ある。	
警報装置 (施行令第14条)	自動車の出入及び道路交通の安全を確保するために必要な警報装置を設けている。	

※ 埼玉県建築基準法施行条例でも構造等について規定がありますので、遵守してください。

管理規程書記載事項（審査基準）

法令	事項	確認
法第 13 条	路外駐車場の名称	
	管理者の氏名・住所（法人の場合は、その名称・主たる事務所の所在地、及び代表者の氏名・住所）	
	供用時間に関する事項	
施行規則第 2 条	① 休業日、及び 1 日における供用時間の開始・終了時刻	
法第 13 条	駐車料金に関する事項	
施行規則第 2 条	駐車料金の額は、上限額で定められている。	
施行令第 16 条	① 能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含む額をこえていない。	
	② 自動車を駐車させる者に対し不当な差別的取扱となる額でない。	
	③ 自動車を駐車させる者の負担能力にかんがみ、その利用を困難にするおそれのない額である。	
法第 13 条	供用契約に関する事項	
施行規則第 2 条	① 路外駐車場に駐車する自動車の滅失又は損傷についての損害賠償に関する事項を含んでいる。	
法第 13 条	国土交通省令で定める事項	
施行規則第 3 条	① 路外駐車場の構造上駐車できない自動車	
	② 路外駐車場の業務に附帯して行う燃料の販売、自動車の修理その他の業務の概要	

※ 管理規程については、国土交通省から「駐車場管理規程例」が策定されていますので、参考にしてください